

## 令和3年度安曇野市教育委員会12月定例会会議録

日 時：令和3年12月21日（火）午後1時30分

場 所：安曇野市役所3階「会議室301」

### <出席者>

教育委員：教育長 橋渡勝也、教育長職務代理者 須澤真広、教育委員 横内理恵子、

教育委員 二村美智子、教育委員 羽田野賢二

事務局：教育部長 平林洋一、学校教育課長 沖雅彦、

生涯学習課長 深澤与志章、文化課長 山下泰永、

学校給食センター長 小笠原正明、教育指導室長 赤羽文恵

書記：学校教育課教育総務係長 矢花幸恵

傍聴者：傍聴人 3名

### ◎開 会

教育部長 平林でございます。定刻になりましたので、ただいまから安曇野市教育委員会令和3年12月定例会を開会いたします。

---

### ◎教育長あいさつ

教育部長 それでは、橋渡教育長からご挨拶をお願いいたします。

教育長 12月定例会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

常念岳は今日も穏やかに私たちを見守っております。同じ冬のアルプスの山々を自らそこへ登って描いた4点の油彩画が4階北側通路のギャラリーに展示されております。作者は県外のお生まれの方ですけれども、三郷に移住してアトリエを構え、国内外で意欲的に制作活動を続けられた画家、上田太郎さんです。実際私たちが眺める山と上田が感じ表現した世界との対比を味わってみるには絶好の機会ではないかと思い、ご紹介いたしました。

さて、市長が開催する総合教育会議の本年度第1回の会議が明日予定されております。今回審議していただく中心は、安曇野市立小中学校の将来構想、これを決定していくということでございますけれども、また同時に次へ向かっての出発でもあると、このように考え、将

来構想を踏まえた行動計画策定に向けてということの一つの議題と考えております。これにつきましては、さきに太田市長が承認して、まず職員に呼びかけて実施をいたしました職員提案というものがございましたけれども、私ども教育部3課では共同提案として、このことに関わる内容を提出させていただきました。今回の総合教育会議に出させていただく資料はそのものがベースになっているということでございます。

安曇野市立小中学校の将来構想、ここには三つの重点項目、コミュニティスクールの活性化、小中一貫教育の導入、安曇野の時間の創設、これがございますけれども、3課がお互いに関連する具体策を合わせて八つ出し合いました。内容につきましては明日ご意見をいただくわけでございますけれども、事務局を担う職員が課題を洗い出し、そして実現可能な行動は何かを考え、提案書にまとめると、こういう作業を通じて、つくり出すことの喜びにつながるのではないかと。そして、それが一つでも実現したときには、自分の仕事に対して自信と誇りを一層高めることにつながるのではないかと。私はそんなことも期待しております。明日はどうぞよろしくお願いいたします。

さて、今年も残すところ10日あまりとなりました。安曇野市の各部局等の重大ニュース、トピックス、そして市内小中学校の重大ニュースをお配りいたしました。それぞれ学校が困難な状況に置かれても、何ができるか、どうやったら願いを実現できるかを模索し、工夫し、そして挑戦した結果、成し遂げられたものが上げられたと思います。改めて各学校の意欲や情熱、行動力に対して感謝と御礼を申し上げたいと思います。

この1年、平穏、平和のありがたさについて考えさせられることがたくさんありました。つい最近も、通学途上の小学生が信号のある交差点の横断歩道で大型トレーラーにはねられ亡くなる大変痛ましいニュースが伝えられました。なんともやりきれない気持ちです。

安曇野市には9月1日現在、小中学生は7,251人在籍しております。この一人一人の命が守られ、元気に、そしてたくましく成長してきた、この事実は何よりも代えがたい喜びであると思います。改めてかけがえのない一人一人が輝く教育、学校であり続けることを願い、それに向かってしっかりと取り組んでいかなければならないと決意を新たにしているところでございます。

以上、今年最後の定例会のご挨拶とさせていただきます。

では、本日もご審議よろしくお願いいたします。

### ◎発議による非公開案件の決定について

**教育長** それでは、本日の会議事項における公開、非公開についてお諮りいたします。

教育委員会の会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項において、教育委員会の会議は公開する。ただし、人事に関する事件、その他の事件について、教育長または委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができると規定されております。

本日の協議議案、または報告事項について、第5条第1項第2号、個人に関する情報で特定の個人が識別され、または識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件として、報告第5号 令和3年度児童生徒の指定校変更及び区域外就学者について及び報告第6号 教育長報告の2件を非公開とするよう発議いたします。

このことに関して、委員から何かご発言はありますでしょうか。

(発言する者なし)

**教育長** ないようですので、議決に移ります。

それでは、さきに申し上げました報告2件について、非公開とすることに賛成する方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

**教育長** ありがとうございます。

3分の2以上の挙手がありましたので、本件は議決されました。

本日の会議において非公開とする案件は、報告第5号、第6号とし、会議の順番につきましては、議案第1号から3号、報告第1号から4号及び本日の追加議案であります報告第7号まで、これを公開することといたします。以後、会議を非公開とし、報告第5号、6号を扱います。

なお、議案第3号に関わる申請書は、個人または法人に係る情報が記載されているため、非公開といたします。

次に、会議録についてであります。事務局から11月定例会の会議録の校正確認をお願いしてまいります。発言の趣旨や字句などで修正すべきところがありましたら、事務局にお申し出いただきますようお願いいたします。

◎議案第1号 安曇野市コミュニティスクール事業実施要綱の廃止及び安曇野市地域  
学校協働活動推進員設置要綱の制定について

**教育長** それでは、議案第1号 安曇野市コミュニティスクール事業実施要綱の廃止及び安曇野市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について、説明をお願いします。

**教育部長** 教育部全体に関わることは、私からご説明させていただきますが、個別具体的な案件につきましては、各担当課長から説明並びにお答えをさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

以後、職員は着座で説明をさせていただきます。

議案第1号について、学校教育課長より説明をお願いします。

**学校教育課長** 「安曇野市コミュニティスクール事業実施要綱の廃止及び安曇野市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について」資料により説明。

**教育長** 議案第1号について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

**横内委員** お願いします。

質問ですけれども、7ページの資格及び委嘱のところの(2)に社協に所属する者であってボランティア業務に携わる者というのを読んで、ちょっと今まで社協に所属する方というお話は、一度も出たことがなかったので唐突に感じたのですけれども、各地区の公民館が学校ともこれから深く関わっていきたいという見通しがあったと思いますが、今回社協のこれが出てきたというのはどういうことでしょうか。

**学校教育課長** 今回、今までご説明してまいりましたところは、横内委員おっしゃられたとおり、公民館を核にして、地域学校協働活動は進めていくというご説明をしてまいりました。この中で、今回コロナ禍になって、学校の消毒ボランティア、これにつきましては、大変社会福祉協議会の方々にお世話になった経緯がございました。打合せをする中では、社会福祉協議会の皆様はボランティアのプロというか、ボランティアに非常にノウハウがあるということを確認をしまして、やはりこういった社会福祉協議会の皆様の支援をいただいて、学校運営、地域学校協働活動をしていくということも一つ大事な部分ではないかなということをおっしゃって、ここに規定をさせてもらった経緯でございます。

確かにここだけ社会福祉協議会という文言が出てくるところが気になるというご指摘はあるんですけれども、そういった経緯の中で規定した案でございます。

**横内委員** そうしますと、この社協に所属する者というのは、私はこれを社協の職員というふうに認識してしまったんですが、そうではなくて、職員も含まれるかもしれませんが、今、

消毒ボランティアでボランティア活動をされている方、所属というのがちょっと分からないんですが、ボランティアされている方は社協の呼びかけに応じて行かれている方、何人も知っているんですけども、その方は所属、協議会に所属しているのかどうかというところはどうかと思うので、職員の方は総合相談というか、困り事や生活支援や集いの場の応援支援をしている方、先頭に立ってやったださっている方、たくさんいるんですけども、素晴らしい能力があっても社協のもし職員だったら転勤とかあるので、複数年お願いしたいときには難しいんじゃないかなと思ったので質問させていただきました。

**学校教育課長** 少し分かりづらい部分もあるかと思います。先ほど社会教育法のほうで指定をさせていただきます地域コーディネーターの資格ということで、社会的信望がある、かつ地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者という資格がございますので、その辺も加味する中で、この社協の中で特にこういったボランティアにリーダーシップを持っている方というようなイメージで、ここは運用させてもらったんですが、少し表現に分かりづらい部分があるということでございますので、ここは言い回しをもう一度考えてみたいというふうに思っております。

**横内委員** よろしくお願ひします。

**須澤委員** 私も今の2番に関して関連して、例えば明科のとんがりサポート、あれは社協に所属しているかどうか、社協に所属していなくても非常にボランティアも熱心で、非常に信頼に値するという方々ですよね。だから、社協に所属する者というのが、この文でいくともう基本になっちゃうので、それはもうちょっと広げたほうがいいんじゃないかと思います。

**学校教育課長** ご指摘ありがとうございます。

やはりボランティアのコーディネーターといいますか、そういったリーダーシップを取って、率先してボランティアに携わる方々ということをイメージしておりますので、少し限定的な表現がありますので、この辺はもう一度考えさせてもらいたいと思います。

**教育長** では、他の点についていかがでしょうか。

**二村委員** お願いします。

8ページの活動内容についてなんですけれども、コーディネーターの方々は対象学校のことをよく知っていただいている、学校と地域との調整役といいますか、とても重要な立場にあると言えます。

単年ではなくて、持続できる活動を維持するための大きな力になるのではないかと思います。本年6月から7月に行われた地域教育協議会において、国型コミュニティ・スクール

の説明があった際に、学校運営協議会の主体は学校であるために、原則的に学校が事務局となり庶務を行うというお話だったと思います。その中で、説明の中に学校の事務室に作業場を用意していただいた上で、地域コーディネーター等に事務作業の一部補助を依頼するなど、先生方の負担軽減の方法を探ると説明があったと思いますが、ここには具体的に書いてありませんが、それはこの（４）のこの文言の中に含まれるということでもいいのでしょうか。

**学校教育課長** 活動内容ということで、学校の中でそういった作業場を設けてというような趣旨でございます。この辺は地域コーディネーターさんの活動の一つとして想定されるものですので、（４）の中で読めるというふうに考えていいかと思います。

**二村委員** これは学校ごとに違うということでもいいのでしょうか。

**学校教育課長** それぞれ学校においてカラーがあると思いますので、学校の特色をもって活動していただくことになると思います。

**教育長** では、他の観点でございましたらお願いします。

**羽田野委員** 学校運営協議会について、少し質問させていただいてよろしいですか。すみません、私、まだ11月から委員になったものですから、その辺のところあまり詳しくないんですが、この資料、規則を読ませていただく中で、これからの学校運営にとって非常に重要な役割をこの協議会というのは担ってくるというふうに思っているんですけども、スタートは来年度4月ということなんですが、この内容を保護者ですとか、地域住民、それから教職員の皆様にやっぱり深く理解をしていただかないと、なかなかうまくいくのかなという気がしているんですけども、その辺の周知とかというのはどのような形、いつ頃からするのかということをお聞きしたいんですが。

**学校教育課長** ありがとうございます。

周知のほうですが、既に学校、過去二、三年にわたって、こういった協議をやってまいりましたし、それぞれ学校の意向も頂戴しながら進めてまいりました。

保護者の皆様においても、特に説明会というものは考えておりませんが、学校便り、あるいはチラシ等作りまして、学校を通じて周知を図っていますし、また、まだまだ不足な部分は今後チラシ等で周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

**羽田野委員** 地域の方には。地域の方に向けての周知というのは。

**学校教育課長** 地域の方につきましては、やはり広報媒体を使って、広報あづみの、あるいはホームページなどを使いまして、この仕組みについてしっかり周知をしていくようにしてまいりたいというふうに考えます。

教育長 他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 それでは、幾つかご意見もいただきまして、事務局で検討するという部分もございませぬけれども、それも含めまして、議案第1号 安曇野市コミュニティスクール事業実施要綱の廃止及び安曇野市地域学校協働活動推進員の設置要綱の制定については、ご承認いただくということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 では、また改めて検討した結果については、報告をお願いいたします。

---

◎議案第2号 安曇野市学校給食用食材納入業者の登録に関する要綱の制定について

教育長 では、次に議案第2号 安曇野市学校給食用食材納入業者の登録に関する要綱の制定について、説明をお願いします。

学校給食センター長 「安曇野市学校給食用食材納入業者の登録に関する要綱の制定について」資料により説明。

教育長 では、議案第2号について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

横内委員 質問をお願いします。

そうしますと、今までは各センター長が納入業者の選定を決裁していたということによろしいのでしょうか。

学校給食センター長 今までの業者の関係は、各センターの栄養士が幾つかの業者から見積入札を行って、契約をしていたということがございます。その見積りを取った後のどこにするかというのは、各所長が全てチェックしておりました。

横内委員 続けてお願いします。今、ここにお示しいただいたような要綱に当たるものが今までもあったのでしょうか。

学校給食センター長 このようなものは今まではなかったと思います。

横内委員 続けておねがいします。第2条の(1)、給食用食材の安全、質、価格、規格等について、学校給食の趣旨を理解し、とありますが学校給食の趣旨とはどういったことかお願いします。

学校給食センター長 学校給食の安心・安全というのが、まず第一でございますし、それから食育ということも考えていかなければいけませんので、食育の理念をしっかり持った業者さんということで考えております。

**横内委員** ありがとうございます。学校給食は児童や生徒の健全な発育とか、教育の果たす役割を認識していることかなと、私は思ったんですけども、ここが一番大事なことだと思うのですよね。学校給食の趣旨を理解してくださっている、これをこの目的があって、仕入れですとか、加工能力ですとか、そういったことは手段であると思うんですけども、これを一つの文章にまとめてしまったというところがちょっと疑問で、学校給食の趣旨を理解しているという一番大事なことは、一文で1行とすべきではないでしょうか。

**学校給食センター長** そうですね、委員のおっしゃるとおり、ここでは本当に簡単に趣旨を理解しというふうに短い文章でしてしまいましたけれども、ここにつきましてももう少し具体的な文章に変更したいと思います。

**教育部長** これは一つの例規、決まりでございますので、読み手があまり多様な意味にとらわれることのないようにしなきゃならないと思います。

したがって、学校給食の趣旨という部分には具体的例示を入れることを検討したいと思います。

**教育長** よろしいでしょうか。

**横内委員** 分かりました。では、よろしくお願ひします。新鮮でかつ安全な食材を十分に吟味して納入してほしいと、どの親も願っていると思います。そのチェックというかは、具体的に誰がどのようにしているのかなと思ってお聞きしたいと思います。

**学校給食センター長** 食材については、毎日納入される際に栄養士が全て食材についてチェックをさせていただきます。

**横内委員** もう1点お願ひします。他市町村のことを少しお聞きしたんですけども、給食用食材の納入業者に対し、決まったところから、決定された業者からは誓約書をもらっているところもあるようですが、安曇野市はこの誓約書というものを求めることはありませんか。

**学校給食センター長** 今のところ誓約書というものは考えてはおりませんけれども、この登録に関するものの中にしっかり業者として適当であるというもの。それから、添付書類のものに適当であるというふうなものをいただいて、しっかり管理してはいきたいと思っております。

**横内委員** 給食の食材はとても親としても関心があるので、そのところはよろしくお願ひしたいと思います。

**学校給食センター長** 実施に当たりましては、細心の注意を払っていききたいと思っております。今は要綱でございますので、実際にどのような形にするかというときには、もう少し具体的



にチェック体制をしっかりとご説明できるようにしていきたいと思っておりますので、またご報告したいと思っております、

**教育長** では、他にございますでしょうか。

**羽田野委員** この登録に関する事なんですが、登録の申請はいつでもできるんですか。提出期限というか、そういうものを指定した期日というか。

**学校給食センター長** 今回、4月から公会計化になるということでございますので、現在各給食センターで食材を購入している業者さんには、こちらのほうから通知をいたしまして、一度説明会を開かせていただきます。その説明会を聞いていただきまして、書類をお渡しして2月いっぱいには登録を今、取引がある業者さんについては2月いっぱいの中に登録をしていきたいと思っております。

その後、私どももということで、業者さんの登録をしたいというものがあれば、随時受けていくという予定でございますけれども、今のところ現在取引をしている業者さんに説明会をというふうに考えております。

**教育長** よろしいでしょうか。

では、他にお願いいたします。

**二村委員** 学校給食とは子どもの健全な発育のためにあると思っておりますけれども、この登録の基準の(3)従業員の健康管理が十分に行われていることとありますが、この働いていらっしゃる方の健康管理が十分に行われていることとこのことを確認するための書類等、具体的なものを出していただくものというのは考えてはいませんか。

第7条のほうにも登録の変更にはあるんですけれども、その他登録者として不相当と認めるときは登録を取り消すことができると書いてあります。その事業所において何かあった場合ですよね。例えば食中毒に値するようなことがあった場合には、どういう手続を取るのかということころは、どういうふうに考えていらっしゃいますか。

**学校給食センター長** 現在も例えば、食材の中に異物が混入してあった場合には、各食材業者に原因究明ということでどのような形でこのような事態になったかというのを報告書類の提出を求めています。ですので、例えば食中毒とかそういうものがあるようなことがあってはいけませんけれども、もしあったとすれば、そのようなものについての報告書を求めて、その報告の内容によっては業者の登録を取り消すというような措置を取らざるを得ないというふうに思っております。

**二村委員** 食材等の異物混入の際には、報告書というものを出示してもらっているという話でし

たけれども、書式等で同一のものを提出するような方向では考えていないですか。

**学校給食センター長** すみません、今は各業者のほうから上がってくる書式を受け取っておりますけれども、今後統一した書式、どういう、最低こういうものを書いてほしいというものを検討していきたいと思います。

**教育部長** 今の二村委員のご質問と横内委員のご質問には関連性がございます。というのは、この第2条に規定されていることを誓約させるのか、あるいは書類をもって客観的に判断すべきか、この2拓であるというふうに私は理解をしております。

そうすると、17ページをご覧いただきたいと思いますが、一番最後の8添付書類という部分がございます。食品営業許可証の写しを添付いただくということになっておりまして、これは当然所轄の保健所等にいろいろ健康管理の状況であるとか、そういう食品衛生法に関するものの記載があると思いますので、ここはそういったものの写しに代えられるかどうか、ちょっと見当させていただきたいと思います。

いずれにしても、我々責任ある仕事でございますので、このあたりは誓約書方式ではなくて、それを証する書面を提出いただくことを検討したいと思います。

**教育長** よろしいでしょうか。

他の観点でいかがでしょうか。

**須澤委員** 第2条の15ページ、(3)従業員の健康管理が云々、これは各納入業者に任せたとのことですよ。例えば給食センターの調理員の皆さんは、月一遍は多分検便をやっておられると思うんです。この健康管理を納入業者任せでいいのかなとちょっと疑問に思ったんです。そこをやはり公会計化する機会にこちらのほうでしっかりと健康管理状態を把握し、しっかりできる体制を取ったほうがいいんじゃないですかと、私はちょっと思いました。

**教育部長** 須澤委員ご指摘のこと、十分理解ができます。従業員の健康管理、例えばおっしゃっていただいた検便の関係はどのくらいの頻度で行われているのかだとか、毎月そもそも会社として体温チェックをやっているのかどうか、そういうことも含めて、ある程度これだけのことがなされているのであれば、市の登録業者として認めてもいいんじゃないか、そういった基準も少し考えながら、これも検討課題にさせていただければと思います。

**須澤委員** 分かりました。お願いいたします。

**教育長** 他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

**教育長** それでは、議案第2号につきましては、様々なご意見もいただきましたし、事務局で

検討するという項目もございましたので、それを含めまして、議案第2号 安曇野市学校給食用食材納入業者の登録に関する要綱の制定については、ご承認いただくということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございました。

---

### ◎議案第3号 共催・後援依頼について

教育長 次に、議案第3号の共催・後援依頼を議題といたします。

まず、学校教育課関連の依頼について、説明をお願いいたします。

学校教育課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

教育長 学校教育課、後援1件の依頼について、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 では、学校教育課関連の後援依頼の件につきましては、承認いただくということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございました。

では、次に文化課関連の依頼について、説明をお願いいたします。

文化課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

教育長 では、文化課の共催1件、後援3件の依頼について、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

特に意見はございませんでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 では、文化課関連の共催・後援依頼の件は、ご承認いただくということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございました。

では、会議時間が1時間を過ぎましたので、換気及び休憩のため、10分間、お時間を頂戴したいと思います。

(休憩)

教育長 それでは、再開させていただきます。

---

◎報告第1号 令和3年度安曇野市中学生議会の実施結果について

教育長 続いて、報告事項に移りたいと思います。

この報告事項につきましては、安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則に基づき、私が専決処分等を行った事柄につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第3項の規定によりご報告いたすものでございます。

報告第1号 令和3年度安曇野市中学生議会の実施結果について、担当より説明をお願いします。

学校教育課長 「令和3年度安曇野市中学生議会の実施結果について」資料を読み上げ。

教育長 では、報告第1号について、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

須澤委員 今、沖課長からご説明ありましたとおり、非常にいい議会であったというふうに思います。各中学生議員、各校3名、非常に堂々としておられて、今後のご自身の学校における学習や今後の将来を考える上でも非常に有意義だったのではないかと思います。

ちょっと私も3密を避けたいので、4階のパブリックビューイングのほうへ行ってみました。そこは残念なことに3名しかおりませんでした。2名の方は議員さんがお子さんを連れておられて、あとはお一方という感じで、例えば各学校の質問者が登場するときには、例えばその学校の生徒さんがパブリックのようなところに見えて、そこで応援するといったような場面があるとよかったなというふうにとちょっと思いました。

せっかくの代表者に対して、もうちょっと応援団が欲しかったというふうに私は思いました。来年の開催時には少し、休みの日ですから強制はできないんですけども、できるだけ当日に参加を、生徒諸君へ参加をしていただけるような工夫があればなと思います。

教育長 事務局、いかがでしょうか。

学校教育課長 ご指摘ありがとうございます。

パブリックビューイングのほうは少し寂しかったというようなご指摘をいただきました。また今後の検討材料としたいと思います。

教育長 ありがとうございます。

教育部長 なかなかよくできたのではないかというような評価をいただけたものと思います。

中学生議会、非常に教育委員会が所管するようになってから、いろいろな工夫といたしますか、

そういうことを凝らしてきたつもりでございます。各校3人、総勢でも21名の皆さんに参画をいただいているわけなんです、いかにこれを広げていけるか、横に広げていけるか、より多くの生徒の皆さんが、それぞれ学校で扱っていただける課題をいかに共有して当事者意識を持っていただくかというのが、一つの我々としては大きな課題であるというような気がいたします。

今後、この中学生議会を来年度継続していくかどうかということについては、現時点では白紙とってよろしいかと思っておりますので、もう少しいろいろな生徒の皆さんに対する市教委としての行事の在り方みたいなものも少し検討させていただきながら、またいろいろなことを考えてもらいたいというふうに思っております。

**教育長** よろしいですか。

他の点で何かございますでしょうか。

(発言する者なし)

**教育長** それでは、この件につきましては、ご了承いただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長** ありがとうございます。

---

#### ◎報告第2号 「石碑」「石像」等設置状況について

**教育長** 次に、報告第2号 「石碑」「石像」等設置状況について、担当より説明をお願いいたします。

**学校教育課長** 「「石碑」「石像」等設置状況について」資料を読み上げ。

**教育長** 報告第2号について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

**教育長** 特にないようでしたら、この件につきましては、ご了承いただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長** ありがとうございます。

---

#### ◎報告第3号 後援依頼の教育長専決分の報告について

**教育長** 次に、報告第3号 後援依頼の教育長専決分の報告について、担当より説明をお願いいたします。

生涯学習課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

教育長 報告第3号につきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

教育長 では、この件につきましては、ご承認いただけるということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

---

◎報告第4号 教育部各課報告

教育長 それでは、続いて教育部の各課報告に移ります。

学校教育課から報告をお願いします。

学校教育課長 「教育部の各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 学校教育課からの報告について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 では、学校教育課の報告についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 では、続いて生涯学習課から報告をお願いします。

生涯学習課長 「教育部の各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 生涯学習課からの報告について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 では、生涯学習課からの報告についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 では、続いて文化課から報告をお願いします。

文化課長 「教育部の各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 文化課の報告について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 では、文化課の報告についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。以上で、教育部各課からの報告につきましては、ご了承を  
いただくということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

---

◎報告第7号 私立高校に対する公費助成について

教育長 次に、本日提出のありました報告第7号 私立高校に対する公費助成についての陳情について、担当より説明をお願いします。

学校教育課長 「私立高校に対する公費助成について」資料を読み上げ。

説明は以上でございます。

教育長 報告第7号について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 では、この件につきましては、ご了承いただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

以降の議題につきましては非公開といたします。

傍聴の皆様方、ありがとうございました。

(以後、非公開)

---

◎報告第5号 令和3年度児童生徒の指定校変更及び区域外就学者について

◎報告第6号 教育長報告

---

(以下、公開)

◎その他

教育長 では、最後にその他の事項を取り扱います。

(3) その他

教育長 最後に委員の皆様、または事務局から何かございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 では、以上で本日の定例会に付議させていただいた案件は終了いたしました。

委員各位には、ご協力いただきましてありがとうございました。

---

◎閉 会

**教育部長** それでは、以上をもちまして、安曇野市教育委員会令和3年12月定例会を閉じさせていただきます。

大変お疲れ様でございました。